

農地転用に係る農業会議常任会議員
会議への諮問について（市町版）

平成 22 年 3 月

広島県農業会議

（広島県農林水産局農水産振興部農業経営課監修）

1 農地法第4条・第5条調査表の記載方法

(1) 調査表の種類

調査表は、第4条・第5条ごとに、次の3種類を作成する。

① 転用面積の大きいもの、説明が必要なもの

転用面積が1,000㎡以上、甲種農地、第1種農地、特に説明を要するもの

② 転用面積が1,000㎡未満のもの

③ 法定協議を成立させるもの

※ 転用面積が1,000㎡未満のものでも、次のものは、①に記載する。

・第4条と第5条の同時申請で、面積の合計が1,000㎡以上になるもの

例) 第4条申請の面積が700㎡ 第5条申請の面積が400㎡

・第4条と第5条の同時申請で、片方が第1種農地等で説明案件となっているもの。

例) 第4条申請の農地が第1種農地 第5条申請の農地が第2種農地。

(2) 記載方法

項目名	記載方法
番 号	一連番号を記載する。 説明を要する案件には、番号に○印を付ける 順番は、市町の行政順序に従って付ける。 【説明を要するもの】 ・転用面積2,000㎡以上の案件 (転用目的が、「植林」の場合は、5,000㎡以上の案件) (第4条・第5条同時申請の場合は、その面積の合計で説明の要否を判断する。) ・甲種農地及び第1種農地 ・<u>法定協議</u> ※第4条・第5条同時申請の場合は、片方が説明案件であれば、もう一方も説明案件になる。
市 町 名	市町名を記載（広島市の場合は、区名も記載）し、その下に（ ）書きで、市であれば町名、町であれば大字名（大字がないときは字名）を記載する。
(申請人) 氏 名	○法人等の団体の場合は、法人名の下に代表者名も記載する。 例) 東西建設株式会社 代表取締役 東西 一郎 ○遺言執行人の場合は、「○○遺言執行人 ××」と記載する。 ○任意代理の場合は、代理人は記載せず、申請人を記載する。

(申請人) 氏 名 ※法定協議の 場合は、 (当事者) 氏 名	○転用事業者、第5条申請の譲渡人が共有である場合は、そのうち1名の氏名を記載し、その後に「外○名」と記載する。 例) 第4条申請で、それぞれ3分の1の共有持分を持つ北東一郎・二郎・三郎が、共同で転用申請した場合 北東 一郎 外2名 調査表には、持分を記載しない。 持分が関係する転用事案には、次のようなものがある。 ・転用事業者が共有で転用を行う場合 ・第5条申請で、次の場合 └ 譲渡人が共有している場合 └ 共有者のうち1名が他の共有者の持分を取得して、転用する場合 └ 単独所有者から持分を取得して転用する場合 └ 共有者のうち一人から共有持分を取得し、他の共有者の同意を得て転用する場合
(申請人) 職業等 ※法定協議の 場合は、 (当事者) 二	第5条申請の場合は、譲受人の職業を記載する。 ○個人の場合、その職業を「農業」「自営業」「会社員」等と記載 兼業農家の場合は、「兼業農家」と記載するが、転用事業が農業以外の職業によるものは、当該職業を記載する。 例) 運輸業を兼ねる兼業農業で、運輸業用の駐車場に転用する場合は、「運輸業」と記載する。 ○私企業の場合は、「建設業」「運輸業」等と主な業種を記載 ○農業生産法人の場合は、法人形態にかかわらず「農業生産法人」とする。 ○市町の場合は、「地方公共団体」と記載 ○各種公益法人の場合は、「社会福祉法人」「医療法人」「学校法人」と記載（(社)等と略さないこと） ○法人格のある町内会・自治会等は、「地縁団体」と記載 ○任意団体の場合は、代表者の職業等として、「町内会会長」・「行政区代表」と記載 ○遺言執行人の場合は、「税理士」「弁護士」「行政書士」等の執行人の職業を記載
(申請地) 地 目 ※法定協議の 場合は、 (対象地) 地 目	この欄には、「田」「畑」のいずれかしか記載してはならない。 (第5条申請で、採草放牧地であった場合は、「採草放牧地」と記載) ○現況地目・登記地目ともに農地の場合は、登記地目 ○現況地目が農地で、登記地目が非農地の場合は、現況地目

(申請地) 面積 ※法定協議の 場合は、 (対象地) 面積	転用面積を記載する。 面積は公簿面積とするが、一筆のうちの一部を転用する場合等は 実測面積を記載する。 ただし、仮換地等の場合は、従前地（公簿）面積ではなく、仮換地 等の面積を記載する。 ○転用する筆が複数の場合、地目が1種類であれば、合計の筆数を 地目の下に（ ）で記入、合計面積を記載する。地目が2種類 以上ある場合は、それぞれの合計の筆数を地目・計の横に （ ）で記入、それぞれの合計面積も記載する。 例) 田が3筆の場合 田 600 (3) 田が2筆, 畑が3筆の場合 田(2) 500 畑(3) 200 計(5) 700 ○申請が複数に及ぶ案件については、合計欄を設けること。 例) 5件にわたる申請（田各1筆）が、同一案件であった場合 氏名欄 職業等欄 地目欄 面積欄 合 計 田 2,000 (5)
権利内容	第5条の場合のみ、記載する。 所有権移転、賃借権の設定、使用貸借による権利の設定を、それぞれ「所 有権」「賃借権」「使用貸借権」と記載する。
転用計画等	申請書に記載された転用計画を記載する。 1行目に主たる転用目的を記入し、2行目以下で内容を簡略に説明 する。 主たる目的が複数あるときは、1行目に必要に応じて併記してもよ い。 例) 資材置場及び従業員休憩所 ただし、駐車場は他の施設に併記されている場合は、一般住 宅を除き、1行目には記載しない。 2行目以下は、住宅などの建築物を建築するものは、種類と面積を 記載し、その他の工作物等は名称と必要に応じて数量を記載し、転 用後の土地利用が分かるように記載する。 ○資材置場の場合は、設置する資材の種類を記載する。 ○植林の場合は、樹種及び植林する本数を記載する。 ○駐車場は、必ず区画数を記載する（駐車スペース○○㎡という記 載は、面積の必要性が明確でないため不可）。 例) 駐車場 2区画

転用計画等	○賃貸及び使用貸借させる案件には、必ず「貸」をつけること。 例) 貸資材置場, 貸駐車場, 貸店舗 (転用者が役員や代表を務める法人等に貸す場合も同様) ○住宅の場合は、1行目に次のように記載し、2行目に「住宅○○m²」と記載する。 駐車場、庭敷等がある場合はその旨付記する。 一般の自宅の場合 → 一般住宅 例) 駐車場がある場合, 一般住宅及び駐車場 農家住宅の場合 → 農家住宅 建売住宅の場合 → 建売住宅 共同住宅の場合 → 共同住宅 2行目の記載例) 共同住宅の場合 → 住宅○棟 (○戸) ○○m² 建売住宅の場合 → 建売住宅 ○○m²×○棟 ○○○m² ただし、面積の異なる複数棟の建売住宅の場合は、 建売住宅 ○棟 ○○○m² のように棟数と合計面積でよい。 特記すべき事項は、次のように《 》書きで欄の1番下の行に記載する。 ・形状不整形 → 《形状不整形》 形状不整形には、長大な法面が含まれるものも含む。 形状不整形は、主として住宅等、通常整形の土地が必要とされる用途で転用地の形状が不整形の場合に記載する。既存の施設の拡張や、資材置場等、整形の土地が必ずしも必要でない用途のときは書かなくてよい。 ・一時転用 → 《一時転用：平成○年○月○日まで》 → 《一時転用：許可後1年間》 ・併用地がある場合 → 《併用地：「地目」○○m²》 例) 併用地が複数地目のときは、《併用地：「地目」外○○m²》とまとめて書く ・併用地がある場合で、当該地目が農地である場合 例) 第5条申請で、併用地の田 200 m²を第4条でも申請している場合 → 《併用地：田 2 0 0 m² 第4条同時申請》 例) 第4条申請で、併用地の畑 200 m²を以前に許可を受けている場合 → 《併用地：畑 2 0 0 m² 転用許可済》 ・公簿面積と実測面積が著しく異なる場合 → 《実測面積：○○m²》
農地区分	次のように記載すること。 ・甲種農地 → 甲 ・第1種農地 → 1 ・第2種農地 → 2 ・第3種農地 → 3 ※異なる種類の農地が混在している場合は、次のように記載。 例) 1, 2

都計法	都市計画法による市街化調整区域内の農地は、「調」と記載する。														
農振法	農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の農地は、「農」と記載する。														
調査結果	他法令の許認可見込みを記載する。 許可に関するものは、「許可名」見込みと記載する。 「許可名」に記入するものとしては、開発許可・宅造許可・墓地埋葬法許可等があり、次のように記載する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>許 可 名</th><th>記 載 方 法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法（第 29 条）による開発許可</td><td>開発許可見込み</td></tr> <tr> <td>都市計画法（第 43 条）による建築許可</td><td>建築許可見込み</td></tr> <tr> <td>宅地造成等規制法による許可</td><td>宅造許可見込み</td></tr> <tr> <td>墓地、埋葬等に関する法律による許可</td><td>墓地埋葬法許可見込み</td></tr> <tr> <td>森林法による林地開発許可</td><td>林地開発許可見込み</td></tr> <tr> <td>法定外公共財産用途廃止</td><td>〇〇用途廃止許可見込み</td></tr> </tbody> </table> ※〇〇には、用途廃止する財産の種類（里道または水路）を記載する。 ◎この表にないものについては、「〇〇法許可見込み」と記載する。 ○農振農用地区域からの除外の場合、「農振農用地区域除外見込み」と記載する。 ○用途区分の変更の場合は、「農振農用地区域用途区分変更見込み」と記載する。 ○甲種農地、第 1 種農地の場合は、立地基準の根拠規定を次のように記載する。 例) 令第 10 条第 1 項第 2 号イ 規則第 35 条第 5 号 ○宅地造成の場合は、根拠法令を記載すること。 例) 規則第 47 条第 5 号へ ○第 5 条申請で、遺贈等による単独申請の場合は、「規則第 48 条第 1 項により単独申請」と記載する。	許 可 名	記 載 方 法	都市計画法（第 29 条）による開発許可	開発許可見込み	都市計画法（第 43 条）による建築許可	建築許可見込み	宅地造成等規制法による許可	宅造許可見込み	墓地、埋葬等に関する法律による許可	墓地埋葬法許可見込み	森林法による林地開発許可	林地開発許可見込み	法定外公共財産用途廃止	〇〇用途廃止許可見込み
許 可 名	記 載 方 法														
都市計画法（第 29 条）による開発許可	開発許可見込み														
都市計画法（第 43 条）による建築許可	建築許可見込み														
宅地造成等規制法による許可	宅造許可見込み														
墓地、埋葬等に関する法律による許可	墓地埋葬法許可見込み														
森林法による林地開発許可	林地開発許可見込み														
法定外公共財産用途廃止	〇〇用途廃止許可見込み														

2 説明文について

転用案件のうち、説明が必要なものについて、次のとおり説明文の例を示す。

(1) 第2種・第3種農地（転用面積2,000㎡以上（「植林」は5,000㎡以上））

	説 明 文 例	留 意 点
事業	①株式会社〇〇によります、新店舗開設に係る転用事案です。 ②株式会社〇〇によります、駐車場への転用事案です。	転用事業の内容を述べる。
事業者	①株式会社〇〇は、△△市に本店を置き、生活用品の販売を行う郊外店を、県内各地に展開しています。 ②株式会社〇〇は、△△市で食品製造業を営む会社です。	転用事業者について簡単に説明する。
内容	①この度、新店舗を設置するため、申請地を店舗用地として取得し、転用しようとするものです。 ②現在、従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を取得して駐車場として整備しようとするものです。	転用の内容について、おおまかに説明する。
位置	①申請地は、〇〇市の南部にあり、国道第〇〇号に面した第2種農地です。 ②申請地は、△△市役所から南へ約2キロメートルに位置する第2種農地です。	おおよその位置と第何種農地かを述べる。
確実性	・事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。 ・なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。 ・なお、農振農用地区域からは、除外見込みです。	・一般基準のうち、「面積」「周辺農地の営農条件」について、述べる。 ・必要な許認可があれば、その見込みについて述べる。

※1 同一の事業計画で複数の申請があるときは一括して説明する。

2 同一農業委員会で複数の説明案件があるときは、「事業規模から見て適切な面積であり・・・諮問しました」の部分はまとめて最後に説明する。

例：「以上説明しました〇件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり・・・」

(2) 甲種農地, 第1種農地

	説 明 文 例	留 意 点
事業	①〇〇氏による, 農家住宅への転用事案です。 ②株式会社〇〇によります, 工場拡張に係る転用事案です。	転用事業の内容を述べる。
事業者	①〇〇氏は, 〇〇町に居住していますが, 父親である譲渡人の農作業を手伝っています。 ②株式会社〇〇は, 地元〇〇市に本店を置く家具製造会社です。	転用事業者について簡単に説明する。
内容	①譲渡人の農業後継者として家族とともに移住することとなり, 譲渡人の住居では手狭であることから, 申請地に新たに農家住宅を建設するため, 転用しようとするものです。 ②この度, 業務拡張にともない, 現在の工場の隣接地に工場及び駐車場を増設することになり, このため, 申請地を転用しようとするものです。	転用の内容について, 説明する。 (細々とした内容まで説明することはないが, なるべく具体的に説明をする。)
農地	申請地は, 〇〇地区として, 昭和〇〇年度から昭和〇〇年度にかけて実施された〇〇整備事業により整備された第1種農地です。	ほ場整備事業と第1種(甲種)農地であることを述べる。
選定理由	①譲渡人の所有する農地は全て第1種農地であり, 他に適当な土地もないことから, やむなく譲渡人の住居に隣接する申請地を選定したものです。 ②既存工場で一次仕上げを行い, 新工場で二次仕上げを行う計画であるため, 新工場は, 既存工場のすぐそばにあることが必要であり, やむなく申請地を選定したものです。	当該地を選定した理由を述べる。 (そこでなければならぬ理由がよくわかるように)

適用 条 文	①本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。 ②本件の転用面積は、既存施設用地の面積の2分の1を超えるものではないため、農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。	不許可の例外が、どの規定に基づくかを述べる。 （例外規定を参照にして述べる。）
確 実 性	・事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。 ・なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。 ・なお、農振農用地区域からは、除外見込みです。	・一般基準のうち、「面積」・「周辺農地の営農条件」について、述べる。 ・必要な許認可があれば、その見込みについて述べる。

※1 同一の事業計画で複数の申請があるときは一括して説明する。

2 同一農業委員会で複数の説明案件があるときは、「事業規模から見て適切な面積であり・・・諮問しました」の部分はまとめて最後に説明する。

例：「以上説明しました○件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり・・・」

(3) 一時転用

	説 明 文 例	留 意 点
事業	株式会社〇〇によります、工事用作業用地に係る一時転用事案です。	一時転用事業の内容を述べる
事業者	株式会社〇〇は、〇〇市に本店を置く建設業者です。	転用事業者について簡単に説明する。
内容	・この度、〇〇道〇〇線の建設工事に伴い、工事用作業用地が必要となったため、申請地を平成〇〇年〇月〇日まで一時転用しようとするものです。 ・なお、転用後は農地に復元します。	転用の内容について、説明する。 一時転用期間、転用後農地に復元する計画であることは必ず述べる。 (細々とした内容まで説明することはないが、なるべく、具体的に説明をする。)
農地	申請地は、〇〇地区として、昭和〇〇年度から昭和〇〇年度にかけて実施された〇〇整備事業により整備された第1種農地で、農振農用地区域内農地です。	ほ場整備地区であれば事業名と第1種（甲種）農地であることを述べる。 農振農用地区域であればその旨も述べる。
選定理由	周辺の農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく工事現場に近接した申請地を選定したものです。	当該地を選定した理由を述べる。 (そこでなければならぬ理由がよくわかるように)

適用 条文	・ 本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。	不許可の例外が、どの規定に基づくかを述べる。 （例外規定を参照にして述べる。）
確 実 性	・ 事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。	・ 一般基準のうち、「面積」・「周辺農地の営農条件」について、述べる。

※1 同一の事業計画で複数の申請があるときは一括して説明する。

2 同一農業委員会で複数の説明案件があるときは、「事業規模から見て適切な面積であり・・・諮問しました」の部分はまとめて最後に説明する。

例：「以上説明しました○件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり・・・」

(4) 法定協議 (①甲種農地, 第1種農地, ②第2種農地, 第3種農地)

	説 明 文 例	留 意 点
事業	<u>①②広島県による県立高校への転用事案です。</u>	転用事業の内容を述べる。
事業者	<u>「この欄は説明しなくてよい。」</u>	
内容	<u>①②この度, 校舎の老朽化に伴い, 現在の校舎の隣接地に新しく建設することになり, このため, 対象地を転用しようとするものです。</u>	転用の内容について, 説明する。 (細々とした内容まで説明することはないが, なるべく具体的に説明をする。)
農地	<u>①申請地は, ○○地区として, 昭和○○年度から昭和○○年度にかけて実施された○○整備事業により整備された第1種農地です。</u> <u>②申請地は, ○○市の南部にあり, 国道○○号に面した第2種農地です。</u>	①ほ場整備事業と第1種(甲種)農地であることを述べる。 ②おおよその位置と第2種又は第3種農地かを述べる。
選定理由	<u>①②(具体的な理由が必要なので, 協議の際に転用事業者等から聴き取った内容を述べる)</u>	当該地を選定した理由を述べる。 (そこでなければならぬ理由がよくわかるように)
適用条文	<u>①本件は, 農地法施行規則第37条第1号「土地収用法その他の法律により土地を収用し, 又は使用することができる事業」として, 第1種農地の不許可の例外に相当します。</u>	<u>甲種農地又は第1種農地の場合, 不許可の例外に相当する事由がどの規定に基づくかを述べる。</u> (例外規定を参照にして述べる。)

確 実 性	①②事業規模から見て適切な面積であり、<u>周辺の 営農条件に支障を生じるおそれもないと認めら れることから、許可相当であり、協議の成立は 妥当と判断し諮問しました。</u> ・<u>なお、農振農用地区域からは、除外見込みです。</u>	・一般基準のうち、「面積」・ 「周辺農地の営農条件」に ついて、述べる。 ・必要な許認可があれば、そ の見込みについて述べる。
----------------------	--	---

(5) その他

ア 第4条案件と第5条案件の説明原稿は別々にすること。

ただし、第4条と第5条同時申請の説明案件がある場合は、第4条の説明時に、
第5条と同時申請である旨を示して一括で説明する。

イ 2ヘクタールを超える案件については、次のように記載する。

※協議中の場合：

「また、転用面積が2ヘクタールを超えることから、農地法附則第2条第2号の規
定により、農林水産大臣に対して協議を行っておりますが、異議ない旨の回答見込
です。」

※回答があった場合：

「また、転用面積が2ヘクタールを超えることから、農地法附則第2条第2号の規
定により、農林水産大臣に対して協議を行い、異議ない旨回答を得ています。」

ウ 説明が必要な案件については、申請地の概要がわかる地図を添付すること。

- ① 役場等の公共施設と申請地の位置等が確認できる位置図
- ② 申請地とその周辺の状況が確認できる周辺図
- ③ 申請地の転用後の利用形態が確認できる転用計画図

【説明原稿に掲載する条文の記載例】

条文	全文	説明文
農地法 第4条第2項ただし書き 第5条第2項ただし書きも同様とする。	第1号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするとき。	農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合
農地法施行令 第10条第1項第1号イ 農地法施行令 第18条第1項第1号ロも同様とする。	イ 申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 ロ 農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。	仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること
農地法施行令 第10条第1項第2号イ 農地法施行令 第18条第1項第2号イも同様とする。	申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。	〇〇〇（〇〇〇には、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設のうちから該当するものが入る。）に供する場合 ※農林水産省令で定めるものについては、農地法施行規則第33条により説明する。
地法施行令 第10条第1項第2号二 第18条第1項第2号二も同様とする。	申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもの（当該農地の位置、面積等が農林水産省令で定める基準に適合するものに限る。）であって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 農地法施行規則第36条 令第10条第1項第2号二の農林水産省令で定める基準は、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る法第4条第2項第1号ロに掲げる土地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める申請に係る施行令第12条に掲げる土地の面積の割合が5分の1を超えないこととする。	隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行う場合で、第1種農地の割合が全体面積の3分の1を超えないもの

条文	全文	説明文
農地法施行規則 第33条第4号	住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。	周辺地域において居住する者の日常生活上（業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの
農地法施行規則 第35条第5号	既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の2分の1の面積を超えないものに限る。）	既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。
農地法施行規則 第37条第1号	土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業	土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業
農地法施行規則 第47条第5号レ	地方公共団体（都道府県を除く。）又は独立行政法人都市再生機構その他国（国が出資している法人を含む。）の出資により設立された地域の開発を目的とする法人が工場、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合。	○（○には、市町等が入る。）が、工場、住宅等に供される土地を造成するため転用する場合
農地法施行規則 第47条第5号ネ	地方住宅供給公社、日本勤労者住宅協会若しくは土地開発公社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が住宅又はこれに附帯する施設の用に供される土地を造成するため農地を農地以外のものにする場合であって、当該農地がこれらの施設の用に供されることが確実と認められること。	地方住宅供給公社（土地開発公社）が住宅等の用に供される土地を造成するために転用する場合

3 農地転用許可の諮問に係る集計表の記載方法

様式は、集計表様式に準ずること

(1) 総括表欄について

第4条・第5条それぞれについて、農業委員会数、件数及び田と畑の面積を記載する。

また、農振農用地区域の案件について、内数として、括弧書きで記入する。

合計欄には、それぞれの合計を記載する。

(2) 転用目的別一覧表欄について

第4条・第5条それぞれについて、件数と面積を記載し、集計する。

各欄に算入し記載する事案については、次のとおり。

項 目	算入する事案
住 宅	・一般住宅，農家住宅，共同住宅（グループホームを除く），建売住宅，賃貸住宅等の住宅 ・宅地拡張（上記の住宅の拡張に係るもの。拡張の内容が駐車場等であっても，こちらに算入すること。）
工 場	工場
商業用店舗	店舗，事務所，薬局等
農業用施設	・堆肥舎，農業用倉庫等の各種農業用施設 ・農業用防風林や農道，農地への進入路等
公共施設	・市町が設置する施設（内容が他の項目に当てはまる場合は，そちらに算入） ・地縁団体等が設置する集会所，公園，運動場等 ・各種教育施設（学校，幼稚園，保育園等。私立を含む。） ・各種福祉施設（高齢者福祉施設，グループホーム等） ・各種医療施設（規模は問わない。個人医院も含む。）
駐 車 場	各種駐車場 （貸駐車場，車庫を含む。）
資材置場	各種資材置場（資材用倉庫を含む。）
植 林	植林（地目が山林となるもの）
そ の 他	上記の項目に当てはまらないもの（墓地，道路，砂利採取等）

※ 複数の項目に当てはまるものは，そのうち主要な事案が当てはまる項目に算入する。

農地法第5条調査表 (記載例)

一般住宅

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎 北西 二郎	会社員	田 (2)	300.00	所有権	一般住宅及び駐車場 住宅 90.00㎡, 駐車場 2区画 庭敷, 合併浄化槽	2	調		建築許可見込み
2	南東市 (中央町)	南東 三郎 北西 四郎	自営業	田	200.00	所有権	一般住宅及び駐車場 住宅 90.00㎡, 車庫 20㎡ 庭敷	2			
3	南東市 (中央町)	南東 五郎 北西 六郎	公務員	田	150.00	所有権	一般住宅 住宅 90.00㎡, 庭敷	3			

・一般住宅の場合、駐車場があれば必ず「一般住宅及び駐車場」とする。

※転用計画内に駐車場がなければ「一般住宅」のみ。

・住宅の面積は、建物の水平投影面積（延べ床面積ではない）。水平投影面積が不明のときは1階の面積で可。

・露天駐車場（簡易な屋根のものを含む）は必ず「区画数」を書く（車庫の場合は建物として面積を書く）。

※「駐車場スペース○○㎡」という表記は、必要性が不明確なため不可（以下他の転用目的でも同じ）。

・「庭敷」があれば必ず記載する（「築山」など庭の内容を書く必要はない）。

・関連する他法令の許可見込みがある場合は必ず記載する（以下、他の転用目的でも同じ）。

・合併浄化槽等、他の施設は、欄のスペースに応じて付記する（大きな面積を占めるものは記載する）。

農家住宅

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	北東 一郎 北東 二郎	兼業農業	田	700.00	使用貸借権	農家住宅 住宅 150.00㎡, 農業用倉庫 40.00㎡ 駐車場 3区画, 庭敷, 農作業場	1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第33条第4号

・農家住宅の場合、職業が「農業」か「兼業農家」

・「納屋」は「農業用倉庫」とする（母屋とつながっている場合は住宅に含める）。

・計画の割に転用面積が大いことが多くと思われるが、庭敷、農作業場とする。

・農振農用地区域除外見込みの場合は必ず記載する（除外外なら何も書かなくてよい。以下、他の転用目的でも同じ）。

・第1種農地は、不許可の例外規定を必ず記載する（以下、他の転用目的でも同じ）。

農 地 法 第 5 条 調 査 表 (記載例)

宅地拡張

南東市農業委員会

番 号	市町名	申 請 人		申 請 地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏 名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	南東 一郎	会社員	田	100.00	所有権	宅地拡張 庭敷	1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第35条第5号
		北西 二郎									

・第1種農地の宅地拡張の場合、不許可の例外規定は、「規則第35条第5号」(既存施設の拡張)とする。
※規則第33条第4号(日常生活上必要な施設)にも該当するが、拡張の方が申請地の選定根拠となるため。

宅地拡張

南東市農業委員会

番 号	市町名	申 請 人		申 請 地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏 名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 三郎	自営業	田	50.00	所有権	宅地拡張 駐車場 2区画	2			
2	南東市 (中央町)	北西 四郎 南東 五郎 北西 六郎	公務員	田	30.00	所有権	宅地拡張 進入路	3			

・申請書に「駐車場」「進入路」とあっても、図面、現地を見て、既存宅地の拡張の場合は、「宅地拡張」とする。
※申請書の訂正は必要ない(転用地だけを見れば「駐車場」等であり、申請書は間違いではない。)
※上の2例の場合、集計表でも「住宅」に分類する。
・ただし、既存宅地との位置関係等から、拡張と言えない場合は、「駐車場」「宅地への進入路」とし、集計表でもそれぞれ「駐車場」、「その他」とする。



1	南東市 (中央町)	南東 三郎	自営業	田	50.00	所有権	駐車場 2区画	2			
2	南東市 (中央町)	北西 四郎 南東 五郎 北西 六郎	公務員	田	30.00	所有権	道路 宅地への進入路	3			

農地法第5条調査表 (記載例)

共同住宅・建売住宅

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都計法	農振法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎 南東 二郎	無職	田	1,050.00	使用貸借権	共同住宅 住宅 1棟 (10戸) 350.00㎡ 駐車場 20区画, 駐輪場 合併浄化槽	2			
2	南東市 (中央町)	南東 三郎 北西 四郎	無職	田 (3) 畑 (1) 計 (4)	900.00 200.00 1,100.00	使用貸借権	共同住宅 住宅 2棟 (10戸) 400.00㎡ 駐車場 20区画, 駐輪場 合併浄化槽	2	調		開発許可見込み
3	南東市 (中央町)	南東 五郎 外 1名 北西 六郎	自営業	田	200.00	所有権	賃貸住宅 住宅 90.00㎡, 駐車場 2区画 庭敷	2			
④	南東市 (中央町)	南東不動産株式会社 代表取締役 南東 七郎 北西 八郎	不動産業	田 (3) 畑 (2) 計 (5)	1,800.00 200.00 2,000.00	所有権	建売住宅 建売住宅 60㎡×15棟 900㎡ 団地内道路, 公園, 調整池	3			開発許可見込み
⑤	南東市 (中央町)	南東不動産株式会社 代表取締役 南東 七郎 北西 九郎	不動産業	田 (3)	1,500.00	所有権		3			開発許可見込み
		合 計		田 (6) 畑 (2) 計 (5)	3,300.00 200.00 3,500.00						

- ・共同住宅 (1棟で2戸以上の住宅) の場合, 棟数 (戸数) と, 建物の水平投影面積の計を記載する。
- ・1棟で1戸 (いわゆる貸家) の場合は「賃貸住宅」とする。
- ・建売住宅は, 原則として1棟あたりの面積×棟数と, 合計面積を記入する。
ただし, 面積の異なる住宅が建てられる場合は, 棟数と合計面積でも可とする。
- ・建物以外の施設は, 名称のみ記載する (面積は不要)。
- ・共有の場合は代表者1名のみを記載する (持分記載は不要。全用途共通)
- ・転用計画等が, 同一事業のときには, 括弧でくくる (全用途共通)。

農地法第5条調査表 (記載例)

工場・商業用店舗

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	南東工業株式会社 代表取締役 南東 一郎 北西 二郎	自動車部 品 製造業	田 (5) 畑 (2) 計 (7)	2,500.00 500.00 3,000.00	所有権	工場 工場兼事務所 2,000㎡ 倉庫 500㎡ 駐車場 70区画	3			開発許可見込み
②	南東市 (中央町)	南東工業(株) 代表取締役 南東 一郎 南西 三郎	自動車部 品 製造業	田 (5)	2,000.00	所有権		3			開発許可見込み
		合 計		田 (10) 畑 (2) 計 (12)	4,500.00 500.00 5,000.00						
③	南東市 (中央町)	南東DIY(株) 代表取締役 南東 五郎 北西 六郎	小売業	田 (2) 畑 (1) 計 (3)	3,000.00 300.00 3,300.00	賃借権	商業用店舗 店舗 1,000㎡ 駐車場 80区画, 緑地	2			
④	南東市 (中央町)	南東DIY(株) 代表取締役 南東 五郎 北西 七郎	小売業	田	1,000.00	賃借権		2			
		合 計		田 (3) 畑 (1) 計 (4)	4,000.00 300.00 4,300.00						

- ・建物と主要な施設を記載する (全体面積の必要性がわかるよう, 具体的に記載する)。
- ・面積を記載するのは建物のみ。
- ・建物以外の施設は, 名称のみ記載する (面積は不要)。

農地法第4条調査表 (記載例)

農業用施設

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎	兼業農家	田	439.00		農業用施設 農機具倉庫 86.64㎡, 農作業場 進入路	2			

- ・倉庫の面積は、建物の水平投影面積を記載する。
- ・建物以外の施設は、名称のみ記載する (面積は不要)。

農地法第5条調査表 (記載例)

農業用施設

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	農事組合法人 南東 三郎 代表理事 南東 北西 四郎	農業生産法人	田 (3)	428.00	所有権	農業用施設 倉庫 2棟 395㎡ 農業用資材置場	1		農	法第5条第2項ただし書き 農振農用地区域用途区分変更見込み

- ・農振農用地区域用途区分変更見込みの場合は必ず記載する。

農業用施設

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 五郎 南東 六郎	農業	田	586.00	使用貸借権	農業用施設 牛舎 3棟 110㎡, 放牧場 畜産用資材置場, 進入路	3			

農地法第5条調査表 (記載例)

公共施設

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都計 法	農振 法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	南東区自治会 会長 南東 六郎 北西 一郎	地縁団体	田 (2)	478.20	所有権	公共施設 集会所 駐車場 6区画 80.91㎡	1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第33条第3号
2	南東市 (中央町)	南東・北西集会所 代表 南東 五郎 北西 二郎	町内会会 長	畑	1,006.00	賃借権	公共施設 集会所 駐車場 15区画 185.62㎡	2			
3	南東市 (中央町)	社会福祉法人 南東会 理事長 南東 四郎 北西 三郎	社会福祉法人	田	742.00	賃借権	公共施設 デイサービス施設 駐車場 20区画 856.22㎡ 緑地、進入路	3	調		開発許可見込み
4	南東市 (中央町)	社会福祉法人 南東会 理事長 南東 四郎 北西 八郎	社会福祉法人	畑 (2)	560.00	賃借権		3	調		開発許可見込み
		合 計		田 (1) 畑 (2) 計 (3)	742.00 560.00 1,302.00						

・法人格のある町内会・自治会等は、「地縁団体」と記載
 ・任意団体の場合は、代表者の職業として、「町内会長」と記載
 ・第1種農地の不許可の例外規定は、「規則第33条第3号」(生活環境を確保するための施設)とする。

農地法第4条調査表 (記載例)

駐車場

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都計 法	農振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎	無職	田	439.00		貸駐車場 15区画	2			

- ・露天駐車場 (簡易な屋根のものを含む) は必ず「区画数」を書く (車庫の場合は建物として面積を書く)。
※「駐車スペース〇〇㎡」という表記は、必要性が不明確なため不可。
- ・賃貸及び使用貸借させる案件には、必ず「賃」をつけること。
(転用者が役員や代表を務める法人等に貸す場合も同様)

農地法第5条調査表 (記載例)

駐車場

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都計 法	農振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 三郎 北西 四郎	自営業	田	50.00	所有権	駐車場 2区画	2		農	農振農用地区域除外見込み
2	南東市 (中央町)	南東 五郎 北西 六郎	農業	田	125.00	所有権	駐車場及び倉庫 駐車場 3区画 農機具倉庫 20㎡	2			

- ・主たる目的が複数あるときは、必要に応じて併記してもよい
- ・集計表には主要な事業を記載する。
- ・倉庫の面積は、建物の水平投影面積を記載する。

農 地 法 第 4 条 調 査 表 (記載例)

資材置場 (一時転用)

南東市農業委員会

番 号	市町名	申 請 人		申 請 地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏 名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	南東 一郎	建設業	田	339.00		資材置場 鋼管, 砕石, まさ土, 《一時転用: 許可後1年間》	1		農	令第10条第1項第1号

- ・資材置場の場合は, 設置する資材の種類を記載する。
- ・一時転用のときは, 必ず記載する。 → 《一時転用: 平成〇年〇月〇日まで》
→ 《一時転用: 許可後〇年間》
- ・農用地区域内の農地・第1種農地等は, 不許可の例外規定を必ず記載する。

農 地 法 第 5 条 調 査 表 (記載例)

資材置場

南東市農業委員会

番 号	市町名	申 請 人		申 請 地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏 名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	株式会社 代表取締役 南東 二郎 南東 二郎	土木業	田 (3)	945.00	賃借権	資材置場 残土, まさ土, U字溝, 集水桝	2	調		
2	南東市 (中央町)	南東工業有限公司 代表取締役 南東 三郎 北西 六郎	土木建設業	田	543.00	所有権	資材置場及び事務所 建設資材, 建設機材 事務所 12㎡	2		農	農振農用地区域除外見込み

- ・主たる目的が複数あるときは, 必要に応じて併記してもよい
- ・集計表には主要な事業を記載する。
- ・事務所の面積は, 建物の水平投影面積を記載する。

農地法第4条調査表 (記載例)

植林

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	南東 一郎	無職	田	5,030.00		植林 檜 1,500本	2			

・植林の場合は、樹種及び植林する本数を記載する。
・植林の場合は、5,000㎡以上の転用が説明案件となる。

農地法第4条調査表 (記載例)

植林

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 二郎	農業	田	100.00		植林 檜 30本	2			

農地法第5条調査表 (記載例)

植林

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 三郎 北西 四郎	農業	田	850.00	所有権	植林 杉 240本	2			

農地法第4条調査表 (記載例)

墓地

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	南東 一郎	兼業農家	田	25.00		墓地 墓 3基	1		農	農振農用地区域除外見込み 墓地埋葬法許可見込み 規則第33条第4号

- ・関連する他法令の許可見込みがある場合は必ず記載する。
- ・第1種農地の不許可の例外規定は、「規則第33条第4号」 (日常生活上必要な施設) とする。
- ・主要な施設を記載する (全体面積の必要性がわかるよう、具体的に記載する)。
- ・面積を記載する必要がある。

農地法第5条調査表 (記載例)

墓地

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 三郎 北西 四郎	無職	田	50.00	所有権	墓地 墓 1基, 灯籠 2基, 法名碑 1基 植栽	2		農	農振農用地区域除外見込み 墓地埋葬法許可見込み
2	南東市 (中央町)	南東 五郎 北西 六郎	会社員	田	85.00	所有権	墓地 墓 2基, 法名碑 1基 進入路	3			墓地埋葬法許可見込み

- ・関連する他法令の許可見込みがある場合は必ず記載する。
- ・植栽, 進入路等は, あれば名称のみ記載する (面積は不要)。
- ・施設の名称は, 「墓」「法名碑」とする。 (「墓石」「墓誌」等としない)。

農地法第5条調査表 (記載例)

形状不整形

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎	会社員	田 (2)	300.00	所有権	一般住宅及び駐車場 住宅 90.00㎡, 駐車場 2区画 庭敷 《形状不整形》	2	調		建築許可見込み

☆「形状不整形」の考え方(全用途共通)

- ・形状不整形の場合、転用計画の割に面積が大きくなることが多いため、その説明のために注記している。
したがって、最大な法面があり、実際に使える面積が小さい場合も形状不整形に含める。
- ・一般的には、住宅や倉庫等、建物の建築がある転用計画の場合に、土地の形状が悪く、建物やその他の施設の内容の割に転用面積が大きいような場合、形状不整形と注記する。
- ・ただし、もともと土地が整形であることが、必ずしも求められていない転用目的の場合、形状不整形と注記する必要はない。
- ・例えば、敷地の拡張の場合、拡張部分(転用部分)だけ見れば、細長い形状や三角形であっても、既存敷地と併せてみれば不整形とは置えないから、転用部分だけで不整形とは考えない。
- ・また、併用地があり、併用地+転用地の全体で見れば整形の土地になる場合、転用地だけ見れば不整形であっても、形状不整形ととらえる必要はない。
- ・資材置場や駐車場についても、必ずしも整形である必要はないため、原則として形状不整形とは注記しない。

併用地あり

南東市農業委員会

番号	市町名	申請人		申請地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 二郎	会社員	田	336.00	所有権	一般住宅及び駐車場 住宅 47.00㎡, 駐車場 2区画 庭敷 《併用地：宅地30.00㎡》	2		農	農振農用地区域除外見込み
2	南東市 (中央町)	株式会社 南東住宅 代表取締役 南東 七郎	不動産業	田 (2)	846.00	所有権	建売住宅 建売住宅60.00㎡×5棟 300.00㎡ 駐車場 10区画 《併用地：宅地外123.00㎡》	2	調		開発許可見込み

- ・併用地がある場合 → 《併用地：地目〇〇㎡》と記載する。
- ・併用地が複数地目の場合 → 地目外〇〇㎡》と記載する。

農 地 法 第 4 条 調 査 表 (記載例)

併用地あり

南東市農業委員会

番 号	市町名	申 請 人		申 請 地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏 名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎	会社員	田	225.00		一般住宅及び駐車場 住宅 90.00㎡, 駐車場 2区画 庭敷 《併用地: 田67㎡ 第5条同時申請》	2			

・併用地がある場合で、当該地目が農地である場合
※第4条申請で、併用地の田を第5条でも申請している場合は記載する。

農 地 法 第 5 条 調 査 表 (記載例)

併用地あり

番 号	市町名	申 請 人		申 請 地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
		氏 名	職業等	地目 (筆数)	面積 (㎡)						
1	南東市 (中央町)	南東 一郎 北西 三郎	会社員	田	67.00	所有権	一般住宅及び駐車場 住宅 90.00㎡, 駐車場 2区画 庭敷 《併用地: 田225㎡ 第4条同時申請》	2			
2	南東市 (中央町)	南東 八郎 北西 二郎	会社員	田 (2)	156.00	所有権	一般住宅及び駐車場 住宅 57.24㎡, 駐車場 2区画 合併浄化槽 《併用地: 畑200㎡ 転用許可済》	3			

・併用地がある場合で、当該地目が農地である場合
※第5条申請で、併用地の田を第4条でも申請している場合は記載する。
※第5条申請で、併用地の畑を以前に許可を受けている場合は記載する。

農地法第5条調査表(記載例)

法定協議

南東市農業委員会

番号	市町名	当事者		対象地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会長の意見)
		氏名		地目 (筆数)	面積 (㎡)						
①	南東市 (中央町)	〇〇県 知事 〇〇 〇〇 西南 一郎		田 (5)	3,460.00	所有権	学校 校舍 2,600㎡, 体育館 1,200㎡ 駐車場 25区画, 運動場 《併用地: 宅地外6,540㎡》	1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第37条第1号
②	南東市 (中央町)	〇〇県 知事 〇〇 〇〇 南東 二郎		畑 (4)	2,670.00	所有権		1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第37条第1号
③	南東市 (中央町)	〇〇県 知事 〇〇 〇〇 北西 三郎		田 (4)	2,260.00	所有権		1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第37条第1号
④	南東市 (中央町)	〇〇県 知事 〇〇 〇〇 東南 四郎		畑 (4)	2,860.00	所有権		1		農	農振農用地区域除外見込み 規則第37条第1号
				田(9) 畑(8) 計(17)	5,720.00 5,530.00 11,250.00						

()

【集計表様式】

200×(平成××)年×月の諮問件数・面積調査表

農業委員会

1 総括表

(単位：㎡)

区 分	件 数	田	畑	合 計
第 4 条	(0)	(0.00)	(0.00)	0.00 (0.00)
第 5 条	(0)	(0.00)	(0.00)	0.00 (0.00)
合 計	0 (0)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)	0.00 (0.00)

() 内は、内数として農振農用地区域内の件数、面積

2 転用目的別一覧表

(単位：㎡)

転用目的	第 4 条		第 5 条		合 計	
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
住 宅					0	0.00
工 場					0	0.00
商業用店舗					0	0.00
農業用施設					0	0.00
公共施設					0	0.00
駐 車 場					0	0.00
資材置場					0	0.00
植 林					0	0.00
そ の 他					0	0.00
計	0	0.00	0	0.00	0	0.00

農 地 法 第 4 条 調 査 表

〇〇農業委員会

番 号	市町名	当事者 氏 名	対象地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地 区分	都 計 法	農 振 法	調査結果 (農業委員会長の意見)
			地目 (筆数)	面積 (㎡)						

()

農地法第5条調査表

〇〇農業委員会

番号	市町名	当事者 氏名	対象地		権利内容 (第5条のみ)	転用計画等	農地区分	都市計法	農振法	調査結果 (農業委員会会長の意見)
			地目 (筆数)	面積 (㎡)						

()